

# 生徒心得

生徒一人一人は、校訓の「自立・克己・友愛」の精神を培い尊び、人格の形成を図り、自己の目標達成に最善を尽くすとともに、互いに協力し、新しい伝統を創造する気概をもち、健全で明るい学校生活を送るようにしよう。

また、仁高生としての誇りをもち、生徒心得を守るとともに、社会の良き一員であることを自覚し、自らの行動に責任をもとう。

## 1 一般心得

- (1) 学校内外においては、規則・規範を守り、高校生として責任ある行動をする。
- (2) 交友は互いを尊重しあい、他に迷惑をかける行為のないようにする。
- (3) 本校生徒として、生徒手帳及び身分証明書を携帯する。

## 2 校内生活

- (1) 時間を守り、節度ある生活をする。登校後は許可なく校外に出ないこと。
- (2) 保健衛生に心がけ、校内外の美化に努める。
- (3) 互いに礼節を重んじ、挨拶を心がける。
- (4) 校舎・校具など施設・設備を大切にし、安全に心がけ、事故のないようにする。
- (5) 携帯電話は、原則として校時内使用禁止とする。

## 3 校外生活

- (1) 公衆道徳を守り、社会の一員であることを自覚し、高校生としての責任ある行動をする。
- (2) 交友は、互いを尊重し合い、健全なものであること。
- (3) 携帯電話は、公共の場におけるマナーを守り他に迷惑をかけないように心がける。
- (4) 外泊は、厳禁、夜間外出は遅くても夏は21時迄、冬は20時迄帰宅すること。
- (5) 長期休業期間等においては、規律正しい家庭生活をおくるように努めること。
- (6) 登下校中はもちろん日常生活においても交通道徳を守り、安全に心がけること。
  - ① 自転車を使用する場合は、安全運転を心がける。
  - ② 積雪時の自転車の使用は禁止する。
  - ③ 公共の交通機関を利用する場合は、乗車マナーを守り、他を思いやる心をもって利用する。
- (7) バイクの運転免許証の取得は原則として禁止する。
- (8) 次の場所への出入りは禁止する。パチンコ店、飲酒喫煙を伴う場など、その他これに類する箇所。

## 4 諸届・許可願事項

### (1) 届出事項

次の事項は、所定の様式及び手続きを経て届出、承認を得ること。

- ①住所、本籍地、氏名、保護者の変更
- ②学校において予防すべき感染症
- ③欠課、欠席、遅刻、早退、忌引
- ④下宿

### (2) 許可願事項

次の事項は、所定の様式及び手続きを経て許可を得ること。

- ①転校、休学、退学 復学、留学
- ②公欠、出停
- ③旅行（サイクリング、キャンプも含め宿泊を伴う場合）、アルバイト
- ④校内の施設・設備使用及び校内外での集会
- ⑤部活動の入退部
- ⑥自転車通学
- ⑦自動車学校への入校及び免許証取得
- ⑧異装（病気やケガなどのやむを得ない事情で異装を要する場合）
- ⑨印刷・出版、掲示、配布
- ⑩登校後の外出

### (3) その他

校内外における公共物の破損、紛失及び遺失、拾得、盗難の場合は速やかに学校に届出ること。

## 5 整容心得

### (1) 服装

次の本校指定の制服を組み合わせて着用する。

ブレザー、スラックス(冬用・夏用)、キュロットスカート(冬用・夏用)  
長袖シャツ、半袖ポロシャツ、長袖ブラウス(冬用・夏用)、半袖ブラウス、  
ネクタイ、リボンタイ(冬用・夏用)、ベスト、セーター

- ・儀式等の際は、制服の組み合わせを指定する。
- ・ソックス等は華美でないものとする。
- ・ベルトは黒とする。

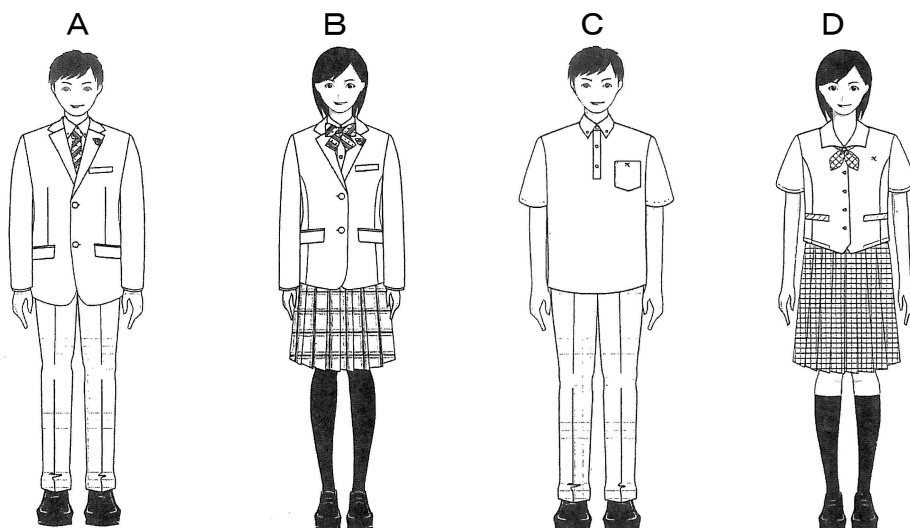
### (2) 頭髪

頭髪は、端正で清潔にし、特殊な髪型・加工はしない。

- ・前髪は目にかからないようにする。
- ・髪をとめる際は、華美でないものとする。
- ・化粧、爪のばし、マニキュア、色つきリップクリーム、ピアス・カラーコンタクトは禁止とする。

- (3) コート類・はきもの・カバン
  - ・華美でないものとする。
  - ・校内では、学校指定のズックを使用すること。
- (4) その他
  - ・病気やケガなどのやむを得ない事情で異装を要する場合は、あらかじめ学級担任を通し許可を受けること。

◇制服の着用例



- A ブレザー、スラックス、長袖シャツ、ネクタイ
- B ブレザー、キュロットスカート、長袖ブラウス、リボンタイ
- C 半袖ポロシャツ・スラックス
- D 半袖ブラウス、夏用スカート、リボンタイ

## 6 選挙運動及び政治的活動

- (1) 生徒が行う選挙運動及び政治的活動は、個人の自主的な判断に基づくものとする。
- (2) 生徒が行う選挙運動及び政治的活動は、公職選挙法その他の法令を遵守し、保護者の理解の下で行うものとする。
- (3) 学校の管理下における生徒の選挙運動及び政治的活動は認めない。
- (4) 放課後や休日等に学校の校外で行う選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、違法もしくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められる場合には、禁止する。